

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

生命保険金からの借入利息控除で更正の請求

Q：生命保険の満期保険金から、借入金の利息も必要経費として控除できるようになったと聞いたのですが、本当でしょうか。

A：生命保険加入というヒモ付きの借入金利息については、一時所得の金額の計算上、控除できるようになりました。

【解説】

生命保険の満期保険金や解約返戻金を受け取った場合には、保険料負担者と満期保険金や解約返戻金受取人が同じであれば、その受取人には一時所得として所得税や住民税が課税されます。

一時所得の金額を計算する場合には、総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除することができます。保険金を受け取った場合、保険金から控除できるのは、これまで支払保険料のみとされてきました。

ところが、さきごろ国税庁から、保険料借入れによる生命保険について、「借入利息は保険金や解約返戻金の一時所得の金額の計算上控除できる」とする見解が示されました。

銀行からの借入金で一時払養老保険などに加入したケースでは、借入利息を必要経費に含めることで税額がゼロになることもあります。ただし、あくまで生命保険加入というヒモ付きが前提となりますから、借入金を保険料に充当したことを証明する書類が必要になります。

利息を控除せず申告した人は、更正の請求をすると、税金の還付が受けられます。

